

# 女性に優しくない トラブル

Trouble that doesn't gallant to ladies

弁護士・山田森一

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍する。

## 第47回: インフルエンザ

山田先生、よろしくお願ひします。

私は、能率給で働くのでです。ですから、休んだり、大切な契約が取れなかったりすると、給与が極端に少なくなってしまうのです。

昨年末ですが、インフルエンザだと言わずに出社した同僚の女子にインフルエンザをうつされ、1週間近く休みました。

その結果、給与は下がり、貰えるはずの報奨も貰えず、さんざんな目に遭いました。

こんな場合、インフルエンザをうつした同僚や、その事情を何も考慮してくれなかつた会社に、何か補償してもらおうのでどうですか?

(鬱になりそうな悲しい〇)

人間だと証明することは、インフルエンザの場合には極めて難しいからです。

以上からみますと、確かに可能性は高いでしょう。しかし、その同僚からうつったことが証明できない限り、法的には彼女からうつされたということにはなりません。

さういふに、仮に、隣の同僚からインフルエンザをうつされたとしても、いすれは完治することになります。また、インフルエンザに感染した人が、社会活動するのをストップできないだろうし、その人が活動することは、さほど社会常識的に許されないことではない、という考え方があるからです。

インフルエンザの人々が、社会活動してはいけないという考え方には、残念ながら、社会常識とはなっていないのが現状ではないでしょうか。



イラスト/ふじや奈央

### 山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。

## インフルエンザなのに出社しても許される。

社会活動の中で、インフルエンザを他人にうつしてしま

つても、故意でない限りやむを得ないとされるでしょう。

仮に、インフルエンザを同僚からうつされたことが証明できたとしても、会社も出勤をストップさせず——彼女がわざわざあなたにうつすために咳をする、とかの非常識な

行為がない限り——インフルエンザウイルスをまき散らしつつ仕事をしたとしても、社会常識的には、受容するべき範囲内ではあつたのではないか、と考えられるのです。

ただし、H—I—Vの場合は、うつした相手がほぼわかります。その上、H—I—Vは現在でも、ほとんど完治しないことから、うつされたには受容限度を超えています。

これに対して、インフルエンザの場合は、実際には誰かうつされたのかがわからなければ、隣にインフルエンザに感染している人間がいた

としても、その人からうつされたという感染経路が、明確にはわかりません。また、それを証明することはほとんど不可能です。

なぜなら、出勤途中に電車の中でうつったのかもしれませんし、路上でかもしだせん。もしくは、家庭内だったのかもしれません。そのような中で確実に、感染源が隣の



つまり故意でない限り、同僚の出勤等は違法行為にはなりません。従って、あなたが彼女や会社に、何らかの損害賠償を要求することはできない、という判断が現実的です。このような現状では難しいですが、同僚が故意にあなたに、インフルエンザをうつしたことが証明できれば、損害賠償請求はできるでしょう。

責任を請求できるのです。

不法行為責任の内容は、精神的な慰謝料と、働けるのに働けなかつた休業損害、通院や入院などの治療費等々多岐にわたります。

このように、インフルエンザにH—I—Vと同じ違法性があれば、インフルエンザでも同じ請求ができます。